

認知症高齢者等見守り活動事業に係る協定締結事業者の募集要項

平成 28 年 3 月 22 日制定

平成 28 年 5 月 6 日改正

1 公募趣旨

認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等とその家族等が安心して暮らせる社会づくりのため、認知症への理解の促進を図るとともに、地域全体の見守り体制を構築していく必要がある。

「沖縄県認知症高齢者等見守り活動に関する実施要綱」に基づく高齢者等見守り活動の推進を図るために、ネットワーク協力機関との協定を締結するため公募する。

2 事業内容

協定締結事業者は、自らの業務に支障のない範囲で以下の活動に取り組むこととする。

- (1) 異変のある高齢者やなんらかの支援を必要としている高齢者を発見した場合には、必要に応じて所管の市町村窓口へ、その状況の連絡に努めるものとする。ただし、当該異変に対して緊急に対処する必要があると認められるときは、警察署又は消防署にその状況を通報するよう努めるものとする。
- (2) 市町村等が中心となって取り組む「見守りネットワーク」及び「SOS ネットワーク」の構築に協力する。
- (3) 従業員等に認知症サポーター養成講座を計画的に受講させることで、認知症への理解を深め、従業員等一人ひとりが認知症サポーターとしてより積極的に認知症高齢者等とその家族等が安心して暮らせる社会づくりに貢献できる環境づくりに努める。

3 応募要件

- (1) 認知症高齢者等とその家族等が安心して暮らせる社会づくりに賛同し、協力できる事業者
- (2) それぞれの地域特性に応じて見守り体制の構築を担う市町村等の認知症施策関係機関と連携、協力できる事業者
- (3) 複数の市町村に支社・事業所等をおき、広域的に活動している事業者

4 応募に必要な書類等

(1) 必要書類

- ア 申請書（様式 1）
- イ 事業者概要（様式 2）
- ウ 事業者パンフレット

(2) 提出先

沖縄県子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課 介護企画班
（那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 3 階）

電 話：098-866-2214

FAX：098-862-6325

5 留意事項

- (1) 申請書類作成に係る費用は、応募者の負担とし、提出物は返却しない。
- (2) 提出書類に虚偽の申請があった場合は、失格とする。
- (3) 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

※用語説明

【認知症高齢者等見守り・SOS ネットワーク事業】

認知症高齢者等見守り・SOS ネットワークとは、地域における認知症への理解の促進を図るとともに、①認知症高齢者等での行方不明になるおそれがある場合、情報を市町村等に事前登録し、一人ひとりの見守り体制を検討し、日頃の見守りを地域のネットワーク構成員で行い行方不明の未然防止につながる見守りネットワークと、②行方不明時に、ネットワーク構成員に情報発信し、早期発見に取り組む SOS ネットワークとの両輪のネットワークである。

(ネットワーク構成員)

警察、消防、社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護保険事業所、公共交通機関（タクシー会社、バス会社）、新聞社、郵便局、銀行、コンビニエンスストア、民生委員、自治会、認知症キャラバン・メイト、認知症サポーター 等

【認知症サポーター】

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者です。

認知症サポーター養成講座は、地域や職域団体等で、住民講座、ミニ学習会として開催しています。受講をご希望の場合には、お住まいの市町村の認知症施策関係窓口へお問い合わせください。